

地方財政法施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部を改正する政令の概要

1. 改正内容

地方交付税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第6号。以下「令和2年地方交付税法等改正法」という。）の施行に伴い、関係政令の規定の整備を行う。

（1）地方財政法施行令の一部改正（第1条関係）

令和2年地方交付税法等改正法第3条における、地方財政法附則第32条の2の改正（公営競技納付金制度を令和7年度まで延長）及び同法附則第33条の5の2の改正（臨時財政対策債の発行期間を令和2年度から令和4年度までに延長）に伴い、所要の規定の整備を行う。また、地方財政法施行令に定める標準財政規模の算定方法の特例及び赤字限度額の算定における標準財政規模の算定方法の特例等について、不要な年度の削除等の所要の規定の整備を行う。

（2）地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部改正（第2条関係）

（1）の改正に伴い、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令について、所要の規定の整理を行う。

2. 閣議決定予定日

令和2年3月27日（予定）
（令和2年3月31日公布）

3. 施行日

令和2年4月1日
（令和2年地方交付税法等改正法の施行日と同様）